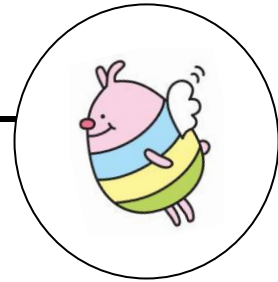


6. 福祉協力員事業



身近な地域において福祉協力員を配置し、見守り活動等の福祉活動の促進を図ることを目的とした事業に対する助成です。

「福祉協力員」とは…

「福祉協力員」とは、地区社会福祉協議会や自治・町内会で身近な福祉活動に協力する住民の方です。

具体的な活動は

- ・ 高齢者世帯等の見守り活動（把握、声掛け、訪問など）
- ・ 住民の地域行事等の社会参加へのお誘い
- ・ 関係機関への連絡通報
- ・ その他当該自治・町内会長、地区社協会長が必要と認める福祉活動

（１）助成対象団体

- A 地区社会福祉協議会（コミ協も可）
- B 自治・町内会

（２）事業例

- A 子どもの居場所づくり・お互いさま（生活支援）活動・なんでも相談窓口づくり など
- B ゴミ出し支援活動・除雪支援による見守り活動 など

（２）助成条件

- ① 必要に応じて会議・研修を行うこと
- ② ボランティア活動保険に加入すること

（３）助成の制限

- ① 助成対象経費項目—事業費全般
 - ◆ 消耗品費や事務費も含まれます
 - ◆ お酒代は除きます



- ② 年間助成限度額

- A 100,000円／年間
- B 20,000円／年間

- ◆ 500世帯以上の自治・町内会については25,000円／年間
- ◆ 年度途中の申請も可能です